

e-Tax申告が便利です

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷できます！

1「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)



スマートフォンはこちら

2申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

3 e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

申告書作成会場を開設します

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間●2月16日(火)～3月15日(月)【土・日・祝日を除く】

会場●佐原税務署 1階 大会議室

受付●午前8時30分～午後4時まで

相談時間●午前9時～午後5時まで

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 上記開設期間(2月16日)の前でも申告書作成・相談・提出を受け付けております。

税務署で
開設

税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談会

～申告書作成会場の開設期間より前に申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、「申告相談」を実施しますので是非ご利用ください。

開催日●2月5日(金)

会場●多古町役場2階第4会議室

相談時間●午前9時30分から午後3時30分(正午から午後1時を除く)

※次の申告書の作成は除きます。

- ①土地・建物および株式などの譲渡所得や先物取引がある場合
- ②住宅借入金等特別控除初年度の場合
- ③贈与税申告の方
- ④相談内容が複雑な方

※会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がございますのでご了承ください。

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478(54)1331(代表)

役場で
開設

税務課から確定申告のお知らせ

令和2年分確定申告について、役場で申告相談を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3密」を避ける対策を検討しています。会場では、感染症予防対策にご理解とご協力をお願いします。

税務課からのお願い

インターネットによる申告が可能な方は、なるべくご自宅等のパソコンやスマートフォンからの電子申告をお願いします。国税庁のホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することも可能です。申告会場に来場せず、密を避けることが感染リスクを減らすことにつながります。ぜひご利用ください。

申告書受付および相談期間【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に開錠します】

2月16日(火)～3月15日(月)【土・日・祝日を除く】

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午前8時20分～午後4時)

相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、1階の税務課で受け付けします)

※相談受付等の詳細につきましては、広報2月号にてお知らせします。



平日は仕事などで相談に行けないという方のために休日相談も行います。

休日相談 2月21日(日)・3月7日(日)

※相談時間は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。

注意点

- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署で申告してください。(申告書の提出のみ、町でも受け付けます。)
- 相談内容が複雑な方については、佐原税務署へご案内させていただく場合がございますのでご了承ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

償却資産(固定資産税)の申告期限は2月1日(月)までです!

事業を営んでいる方で、事業のために使用する機械、備品などを1月1日現在で所有している場合、償却資産の申告が必要です。※耐用年数が1年未満のもの、自動車税及び軽自動車税の対象は除く。

昨年申告された方については、12月中に令和3年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は税務課資産税係までお問い合わせください。

■新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減について

中小事業者などが所有する事業用家屋および設備などの償却資産について、令和3年度分の固定資産税を事業収入の減少割合に応じて所定の条件により、全額または2分の1軽減します。

本制度の適用については、認定経営革新等支援機関等(税理士、商工会等)に申告内容の確認を受けた後、必要書類一式を償却資産の申告書とともに町へ提出していただきます。

詳しくは、多古町もしくは中小企業庁のホームページをご確認ください。

お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402



中小企業庁 ☎ 0570-077-322

